

県北広域振興局長告示第31号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和3年12月21日

県北広域振興局長 高橋 進

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373100585	株式会社ハートフェルトケア	訪問介護ステーション なかの	九戸郡洋野町中野第5地割 75番地	令和3年10月31日